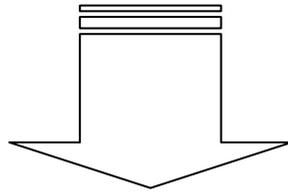


農地転用許可申請はお済みですか？



農地を転用する場合は、農地法の転用許可が必要です。

《農地転用許可制度の概要》

- 1 農地を転用する場合（農地を農地以外のものにする場合）は、転用許可を受ける必要があります。
農地を一時的に資材置場、砂利採取場などとして利用する場合も許可が必要です。
- 2 農地転用しようとする農地の場所や規模によっては、転用許可を受けられない場合があります。
- 3
 - ・ 自己の所有する農地を転用する場合は、農地法第4条に基づく許可申請になります。
 - ・ 農地を買ったり借りたりして転用する場合は、農地法第5条に基づく許可申請になります。この場合、売り主（貸し主）と買い主（借り主）とが連名で申請します。
- 4 農地転用の許可は原則として知事（池田町、南越前町においては町農業委員会会長）または指定市町の長（鯖江市、越前市においては市農業委員会会長）が行いますが、各市町の農業委員会を経由して申請します。
- 5 許可を受けずに農地を転用した場合は、工事の停止や原状回復等の命令を受けることや、3年以下の懲役または300万円以下（法人の場合は1億円以下）の罰金に処せられることがあります。

詳しいことは、市町の農業委員会（事務局は、市町役場の中にあります。）までお問い合わせください。

貴重な農地を守り、また有効利用を図るためにも、以上のことを御理解の上、御協力をお願いします。

福井県農林水産部地域農業課農地管理グループ